

通勤手当の非課税限度額の引上げについて

平成 26 年 4 月以後支給より適用

自動車や自転車などの交通用具を使用して通勤している給与所得者に支給する通勤手当については、距離別に非課税限度額が定められています。この度その非課税限度額が引き上げられました。この改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に支給する通勤手当より適用されます。

【改正後の非課税限度額】

片道の通勤距離	非課税限度額	
	改正後	改正前
55km以上	31,600円	24,500円
45km以上55km未満	28,000円	
35km以上45km未満	24,400円	20,900円
25km以上35km未満	18,700円	16,100円
15km以上25km未満	12,900円	11,300円
10km以上15km未満	7,100円	6,500円
2km以上10km未満	4,200円	4,100円
2km未満	(全額課税)	(全額課税)

- ※1 交通機関等を利用している人に支給する通勤手当や通勤用定期券については、これまでと同様に合理的な運賃等の額(最高限度 100,000 円)が非課税限度額となります。
- ※2 交通機関等と交通用具の両方を使用している場合はそれぞれの非課税限度額の合計額(最高限度 100,000 円)が限度額となります。

【年末調整での対応について】

この改正は、平成 26 年 10 月 20 日に施行され、平成 26 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

従って、既に支払われた通勤手当について、改正後の規定を適用して計算した源泉徴収額が過納となる場合には年末調整の際に精算することになります。

具体的な手続きは、以下のようになります。

- イ 改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額を計算します。
- ロ 源泉徴収簿の「年末調整」欄の余白に「非課税となる通勤手当」と表示して、イの計算根拠及び今回の改正により新たに非課税となった部分の金額を記入します。
- ハ 源泉徴収簿の「年末調整」欄の「給料・手当等①」欄には、「給料・手当等」欄の「総支給金額」の「計①」欄の金額からロの新たに非課税となった部分の金額を差し引いた後の金額を記入します。
- ニ 以上により、新たに非課税となった部分の金額が、本年の給与総額から一括して差し引かれ、その差引後の給与の総額を基にして年末調整を行います。

参照：国税庁ホームページ